

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	戦後日本において貧困問題の当事者運動はどう語られてきたのか：「生活と健康を守る会」運動を事例に
Author(s)	佐々木, 宏
Citation	社会文化論集 , 17 : 29 - 49
Issue Date	2022-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52438
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052438
Right	Copyright (c) 2022 『社会文化論集』編集委員会
Relation	



－研究ノート－

戦後日本において貧困問題の当事者運動はどう語られてきたのか ——「生活と健康を守る会」運動を事例に——

佐々木 宏

I はじめに

本稿では戦後日本において貧困問題の当事者運動がどのように言及されてきたのかについて主に社会福祉研究における言説を中心に整理する。とりあげる運動体は「生活と健康を守る会」（以下、守る会）である。

守る会は1950年前後に全国各地で誕生した「貧困者」「生活困窮者」「低所得者」⁽¹⁾、すなわち貧困問題の当事者を中心とする住民組織である。1954年には、各地の守る会をつなぐ全国組織「全国生活と健康を守る会連合会」（以下、全生連）⁽²⁾が発足した。全生連によれば、守る会は創立以来、現在に至るまで「人間らしく生きること（生存権保障）を求めて運動をひろげ、国や自治体に暮らしに役立つ、たくさんの制度を実施・改善させて」⁽³⁾きたという。

生存権保障の要求は、そのかなりの部分が生活保護制度に担われている日本では「生活保護闘争」というあらわれ方をする。たとえば、守る会は生活保護制度史の画期ともいえる朝日訴訟（1957-67年）を強力に支援していた。また、現在に至るまで各地域の守る会は、生活保護の申請他の手続き、不服申し立て、訴訟などの支援、生活保護行政との交渉などを日常的な活動としている。

1962年に約1万9千世帯であった全国の守る会会員（世帯）数は、1984年に10万世帯を超えるまで増加した（島田1985, pp.216-217）。2021年9月現在の会員数は4万4千578世帯である⁽⁴⁾。

守る会草創期の活動家には、戦前の社会主義・共産主義運動に随伴して

いた無産者医療運動に関わっていた人々や戦後のレッド・パージで職を追われた人々が多く含まれていた。このことは、守る会の運動の歴史は、日本共産党ほかによる戦後の左派政治運動の歴史との関わりが深いことを意味している⁵⁾。

以上は、全生連自身の情報発信、たとえば周年記念誌（全生連運動史編さん委員会1985、「全生連運動の50年」編集委員会2004）、月刊誌『生活と健康』、機関紙「生活と健康を守る新聞」などをもとに描いた守る会の姿であるが、本稿では社会福祉研究者によって言及された守る会の姿に着目する。社会福祉研究にとって守る会のような貧困問題の当事者による運動は、興味深い研究対象である。というのは、先に触れた朝日訴訟がそうであったように、貧困問題の当事者運動は社会福祉・社会保障制度やそれをめぐる世論のありように影響を与えるためである。また、貧困問題の当事者が社会に向かって声をあげること、あるいは要求を突きつけることは、貧しさの中におかれた人々、一人ひとりのエージェンシー（行為主体性）をめぐる議論をする場合、当事者による重要なアクションの一つとしてとらえることもできる。社会福祉を社会統制の装置とする観点に立てば、当事者の声や要求を統制への「抵抗」（resistance）ととらえ議論する余地もあるだろう（Lister2010）。

このように守る会運動については、さまざまな観点からの議論の可能性はあるが、実際のところ、戦後日本の社会福祉研究では守る会運動についての議論が、十分かつ活発におこなわれてきたわけではない。そのことを象徴しているのが、守る会のおよそ70年の運動史と並行しつつ、時々に見られた社会福祉研究者による守る会への言及が研究史のなかに埋もれていることである。これらの言及をとりまとめて整理する作業は、ほぼ皆無（後述するように70年代に一度整理されているのだが）であった。

そこで、本稿ではあらためてこの作業を試みる。このことを通しては、守る会運動を戦後の社会福祉研究がどうとらえ、どのように評価してきたのかが浮き彫りになるだろう。

II 1960年代

管見の限り、社会福祉研究者による守る会運動への言及が始まるのは1960年代前半からである。全生連が発足したのが1954年であることを念頭におけばそれほど不自然なことではあるまい。

まずは、岸勇による「生活保護闘争の発展（覚え書）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（岸1963, 1965, 1966）があげられる。岸は「（覚え書）Ⅰ」の冒頭で「生活保護者が自らの組織をつくり「生きる権利」を要求して闘う—このようなことは、かつては、想像さえされなかった。だが、いまでは、生活保護者の闘いは、わが国に膨大に存在する貧困者を組織化し、貧困者闘争をおし進めていく重要な核の一つとして、わが国社会運動のなかで独特な地位を占め、直接的には社会保障闘争の一環として、本質的には反体制運動の一翼として、その役割を演じつつある」（岸1963, p37）と守る会を評した。

「（覚え書）Ⅰ」では、守る会の起源は、戦前の無産者医療運動の流れを受け継ぎながら終戦直後に全国各地に作られた民主診療所を拠点とした「民診型」と日雇い労働者らによる全日本自由労働組合（全日自労）の各地域での生活保護闘争の組織であった「自労型」の二つであること、それぞれの性格の違いなどが指摘されている。

「（覚え書）Ⅱ」「（覚え書）Ⅲ」では、1954年に全国各地の守る会をつなぐ全生連が設立されてから1956年までの運動草創期の展開が整理されている。全生連設立後、守る会は全国各地で「取って取って取りまくれ」を合言葉にしながら行政に圧力をかけ様々な「物」を獲得する運動を展開し一定の成果をあげたが、一方で同時期に始まった生活保護行政の第一次適正化（1954年～）の波を前に活動の勢いにブレーキがかかったと岸は述べている。第一次適正化では、医療扶助の「適正化」により民主診療所が、また外国籍の人々の生活保護利用の「適正化」（当時「朝鮮征伐」と称されたという）のため朝鮮人会員が多くいる守る会が、警察力も加わった弾圧を受けたという。岸は、弾圧による守る会の活動の停滞と全生連の運動方針の穏健化を指摘した上で、この方針転換について「生活保護は、それ

自体、政治のなまなましい表現ではないのか？権力と闘うことなくして、どうしてわれわれの生活を守ることができるのか？」(岸1966, p165)と批判的に評している。

岸の言及とほぼ同時期のものとしては、小川政亮「社会保障の権利定着化の問題」(小川1963)がある。この論文で小川は日本の社会保険や公的扶助をとりあげ社会保障の権利性の実質化(社会保障の権利定着化)に果たす、人々の運動の役割を論じている。その一つの事例として朝日訴訟(1957年に始まり、1960年に一審勝訴判決)を取り上げ、日本患者同盟(日患同盟)、全日自労、そして多くの労働組合などと並ぶ有力な運動体の一つとして守る会に言及している。また、小川は、朝日訴訟を介して生存権の実質化を支えた諸運動体のなかで、日患同盟や守る会を実質化過程の「先進的分子」(メジャーな労組が運動に参加する前、初期段階において参加していたアクター)とみなした。なお「社会保障の権利定着化の問題」は、後に小川の著作『権利としての社会保障』(小川1964)の第4章に所収されている。

1960年代後半には、白沢久一「被扶助者の権利と自立の助長」(白沢1967)がある。この論文で白沢は生活保護の権利性を高めるために必要となる論理を社会福祉主事(生活保護ケースワーカー)の視点から論じている。そのなかで1964年の第10回全生連大会の運動方針『生活保障、まともな仕事と生活できる賃金』を参照し、生活保護を受ける権利(生存権)と働く権利(労働権)と関連づけて理解する論理として紹介している。労働権に関連づけられない生存権要求は「物取り主義」に墮するというのが白沢の見解である。

1960年代後半になると学術誌や学術書ではなく大学等で使用される教科書(テキスト)のなかに守る会に言及するものも登場する。一番ヶ瀬康子・真田是編著『社会福祉論』(一番ヶ瀬・真田1968)である。本書の第12章「第12講 日本の社会福祉運動」(執筆者は向山耶幸)では、第1節「生活困窮者の闘い」、第2節「社会保障推進協議会(社保協)の闘い」、

第3節「朝日訴訟の意義」、第4節「社会福祉事業従事者の運動」、第5節「保育所要求運動」と5つの社会福祉運動を紹介している。守る会は第1節で主に言及されており、日患同盟、全日自労と並ぶ戦後初期の社会福祉運動の担い手であったと評価されている。

『社会福祉論』の編著者の真田是は、社会福祉とは何かをめぐる学界での論争（社会福祉本質論争）において1960年代以降に「運動論」を主導した研究者であり、このテキストの第6章「第6講 社会問題と社会運動」の執筆者である。真田の運動論的社会福祉理論によれば、社会福祉は「社会問題」「運動」「政策主体」の三元構造として説明できるとされている（総合社会福祉研究所2012）。第6章ではその理論をベースにしながら、資本制的経済システムが必然的に生み出す社会問題の発見と解決にあたっては社会運動が必須であること、社会福祉領域の社会運動の主体は「貧困層・低所得層を中核とした地域住民と規定する以外にない」（一番ヶ瀬・真田1968, p93）ことなどを述べた上で、日本における具体的事例の一つとして守る会の名前をあげている。

Ⅲ 1970年代

1970年代の筆頭は小川政亮による「保護受給者に対する刑事弾圧—「福祉国家」への接近—」（小川1970）である。1960年代に朝日訴訟で盛り上がった守る会運動は、60年代半ばに進展した生活保護行政の第二次適正化（1964年～）に直面する。

第二次適正化の重点は、稼働能力のある者の生活保護利用の「適正化」であった。大友信勝の生活保護行政史によれば、第二次適正化では「稼働能力のある世帯への「生活指導」の最重点は「無報酬で団体役員をしているもの」におかれ」「具体的には生活と健康を守る会や農民組合、労働組合の役員が想定され、活動の活発な地区が重点的な「生活指導」をうけ、刑事事件に発展」（大友2000, p238）したという。

1970年の小川論文はこのような情勢下、1960年代半ば以降に頻発した、

守る会会員がターゲットとなった刑事事件（稼働収入ほかの収入未申告を根拠にした「不正受給」事件）をとりあげたものである。本論文で小川は、生活保護基準があまりにも低劣であるゆえに収入の未申告が生じていることを無視した告発や検挙、そして裁判所での有罪判決を批判する。

その上で「注意すべきは、保護受給者に対する刑事弾圧が、特に民主的・組織的活動家にその重点を指向しているように、そして、これらの活動家で生活保護を受けている者に対する不正受給容疑の捜査を理由として民主的組織に対する弾圧を試みようとしているように考えられることである」（小川1970, p430）と述べた。小川が取り上げた事件で容疑者とされた人は守る会や全日自労の役員であり、日本共産党の市委員を兼ねていた。また、小川は、事件直前に馬場検事総長が「現下および将来の公安労働情勢と検察のあり方」について討議するために開かれた会合で「最近、生活保護などの不正受給事件を一部地検で摘発、効果をあげているが、この種の事件はこれまで検察の対象ではなかった。しかし一部勢力が活動資金や勢力拡大のため不正受給をしていると推察される事態も認められるので十分な関心を払い、徹底的に背後関係を明らかにしてもらいたい」（小川1970, p431）と訓示したことを紹介する。

さらに、本論文末の「補論」では、1969年7月9日に東京都三鷹市の三鷹生活と健康を守る会の活動家が生活保護不正受給詐欺容疑で逮捕された事件がとりあげられている。この事件について小川は、7月9日が美濃部革新都政下での都議会議員選挙の投票日（7月13日）の直前であったこと、赤旗分局も家宅捜索を受けたこと、警視庁公安部の係官が関与し捜査が行われたことなどから、国家による反共キャンペーンの一環であったと指摘している。

籠山京と江口英一による教科書『社会福祉論』（籠山・江口1974）にも守る会は登場する。本書の第IV章「社会福祉活動の体系」（籠山・江口1974, pp.63-91）において、籠山らは日本の明治期以降の歴史的展開をふまえて社会福祉活動の発展プロセスを、(1)不特定の個人たちの個人的な

活動の段階、(2)地域運動や職域運動として集団の組織的活動の展開される段階、(3)資本家の活動する段階、(4)国または地方自治体による制度的活動の段階ととらえた上で、昭和30年代（1955-64年）に入って注目されるようになった(2)の具体例の一つとして守る会の活動に言及している。また、(2)の段階には、職域での組織化、当事者による組織化、地域での組織化という三つの流れがあるとし、守る会は二番目の流れに位置付けられている。

つまり、守る会の活動は社会福祉活動の拡大発展の「てこ」の一つとされているわけである。こうした評価は先に見た真田らによる運動論からのそれと一見同じように思える。が、相違点もある。まずは、第IV章で守る会を取り上げる際、籠山らは「最低生活の保障」という守る会の要求は資本主義社会の基底部分にかかわるがゆえに、他の組織的活動とは異なり、その要求が国や社会に簡単に受け入れられる（上述の(3)や(4)の段階へスムーズに移行する）ことはないだろうと述べており、真田らと比べるとやや控えめな見方をしている。次いで、おそらくはこちらの方がより大きな違いであると思われるが、本書の序章では1960年代以降の社会福祉本質論争を概観しつつ、論争から距離をおく姿勢が示されている。この論争は、戦後に誕生した新しい学問としての社会福祉学の固有性、アイデンティティ、体系を模索する研究者らによるものであった。それに対し、籠山らは「学問的体系化は、どちらかというならば不要」「その体系はむしろ「社会科学入門」なり「社会調査論」というようなもので学んだほうがよい」「社会福祉活動の専門性を支える基礎理論は、なぜ「社会福祉学」という新しい「学」でなければならないのであろうか」（籠山・江口1974, pp.2-4）と論争そのものに疑問を呈している。

1970年代後半には高野史郎、河合幸尾、河合克義による全生連運動史の共同研究が連続して発表されている。

まずは、河合克義「初期全生連運動史“資料”(1)」（河合克義1977）である。この文章で河合（克）は、守る会運動は「戦後の社会保障・社会福

祉運動において、一つの重要な位置を占めてきた」(河合克義1977, p119)とした上で、全生連設立(1954年)前後の機関紙(『生活相談連絡ニュース』『生活通信』)の記事、特に地域での運動にかんするもの(各地域での守る会の活動報告記事)を整理している。

次は河合幸尾「戦後日本における貧困者運動の展開—全生連運動に関するノート—」(河合幸尾1978)である。河合(幸)はこの論文で1950年代の守る会運動について、生活保護利用者をはじめとする低所得者の運動であるがゆえの組織や財政上の困難を抱えながら、「物取り主義」的な活動を克服し社会保障闘争を目指す自己変革の闘いであったと評価している。具体的には、全生連事務局や各地域の守る会組織の役員から提供された資料や情報に基づき、河合(幸)は1950年前後に全国各地で守る会が誕生した経緯、その後、全国組織としての全生連の設立や第一適正化に直面し運動方針を変えていく経緯を叙述している。つまり1960年代の岸論文と同様の課題に取り組んでいるわけであるが、いくつかの相違点がある。たとえば、守る会運動の起源を岸は「民診型」と「自労型」に分類するが、河合(幸)は、全日自労と守る会の結びつきそれ自体は事実として認めつつも守る会誕生の直接の母体は民主的医療機関(岸の語彙では「民主診療所」)だったとしている。また、適正化による弾圧を前にした全生連の運動方針の転換について岸は批判的にとらえたが、河合(幸)は守る会運動の自己変革として積極的に評した。

三つ目は、彼らの共同研究の成果として発表された、高野史郎「全生連運動—貧困者の民主主義運動の原型として—」(高野1979)である。この論文で高野は、守る会運動の現状、草創期(1950年代)の歴史、1960年代の運動の動向を整理している。1950年代の運動史については基本的には、先に紹介した河合(幸)の論文と内容や叙述が重なっている。1960年代については第二次適正化による守る会への弾圧や1965年に始まった「私の要求運動」が取り上げられている。高野は、前者を1970年に全生連が新しい運動方針『全生連のあらたな前進のために』を打ち出した契機とみなし、

後者については役員主導の運動ではなく一人一人の会員が主体となった運動（民主的運動形態）の展開の具体例とした。

第二次適正化当時の守る会の姿について、高野は「激しい組織破壊の弾圧の嵐の中で、全生連の統一が強固になり、運動の推進力が、理論的にも組織的にも固められた」（高野1979, p242）と評した。この評価からは、新方針『全生連のあらたな前進のために』に至る1960年代の守る会の動きについて、高野は運動の発展のための会自身による改革のプロセスととらえていたことがうかがえる。

なお、「全生連運動－貧困者の民主主義運動の原型として－」は、小倉襄二と真田是による著作『選書 現代の生活と社会保障 貧困・生活不安と社会保障』の第V章・第1節「貧困・不安定層の運動－現状と課題－」に所収されている。本稿では先に真田是の運動論的な守る会の評価について言及した。真田編集の出版物に掲載された高野論文も守る会についてこのような見方を共有にしているものと思われる。

また、高野らによる共同研究では、守る会運動についての先行研究についての言及もある。取り上げられているのは、1960年代の岸論文と全生連による運動史資料1点のみで、かつそれほど丁寧なレビューではないのだが⁶⁾、彼らの共同研究は守る会運動を研究史のなかに位置付けようとした試みであるといえる。

これまでみてきたように60年代から70年代にかけて、守る会は運動論的な社会福祉研究者によってとりあげられることが多かったのだが、社会福祉本質論争において運動論と対立する立場にあった政策論者の筆頭、孝橋正一も70年代末に著作で守る会について言及している。孝橋による社会福祉論三部作の第三部に当たる『現代資本主義と社会事業－社会事業の基本問題・第3部－』（孝橋1977）の序章で孝橋は、浦辺史、一番ヶ瀬康子、真田是、高島進など運動論的な立場の論者の孝橋理論批判は誤解に基づいていると反論した。誤解とは、孝橋が労働運動や社会福祉運動としてあらわれる階級闘争の思想や現実を無視ないし軽視しているという浦辺らの批

判についてである。その上で、本書の第6章「社会・労働運動と社会事業」において社会福祉（孝橋の本書での表現は「社会事業」）運動の成果は「社会主義実現のために利用できるし、またそうすべき足場としての意義をもっている」（孝橋1977, p193）と述べる。このように孝橋は社会福祉運動の意義を認めながら、第6章において、戦後日本で社会福祉の課題を労働者大衆に浸透させる契機を与えた具体的な運動の一事例として守る会の名前をあげている。

本節の最後に、本稿の趣旨からはやや脱線することは承知で、1970年代にあった守る会にかんするもう一つの言説を紹介しておきたい。それはこれまで紹介した論文等で言及されている守る会への弾圧の主体が守る会をどう見ていたかを示すもので、具体的には当時の政権与党であった自由民主党の党機関誌『月刊自由民主』に掲載された「現代の虚像・民主的大衆団体(8) 日共の有力“野戦師団”・全生連—全国生活と健康を守る会連合会（略称・全生連）の実態—」（月刊自由民主編集部1976）である。「日共の」「野戦師団」というタイトルに露骨に示されているが、この記事は、守る会は日本共産党と一心同体である、また日本共産党の指導下にあると主張したものである。その根拠として記事では、日本共産党の党員が守る会の役員をしていること、守る会の会合に日本共産党の国会議員や地方議員がしばしば出席していること、守る会が掲げるスローガンと日本共産党のスローガンが重複していることなどが例示されている。

生活保護行政の適正化の名のもとに行われてきた守る会の弾圧について、小川政亮は国家（自民党政権）による反共キャンペーンの一環であったと指摘していた。『月刊自由民主』の記事は小川の見立てを間接的に裏付けるものといえるだろう。

IV 1980年代

高野史郎による守る会への言及は、1980年代に入っても続く。まずは「低所得世帯の家計の実態と問題点—全生連第2回生計費調査結果の分

析から一」(高野1980)である。これは1978年に全生連が会員を対象に実施した家計調査の結果報告であり、全生連の月刊誌『生活と健康』523号(1979年7月)にも、高野による調査報告が掲載されているという。高野は上記論文において、守る会を「未組織勤労大衆の社会運動の一翼を担ない、貧困者の民主主義的権利の確立に寄与」(高野1980, p132)する運動体と評した。また、全生連会員の家計調査の意義について高野は、貧困研究に資することのみならず、貧困問題の当事者自身が自分たちの生活実態をつかみ運動を展開していくことによって効果的に要求を実現していけるという点をあげている⁽⁷⁾。こうした運動上の調査の意義については、全生連もまた本調査の目的として掲げているので、調査の意図や意義についての認識を高野と全生連は共有していたといえよう。

1982年に戦後の社会福祉運動の歴史をとりまとめた大著『社会保障運動全史』(社会保障運動史編集委員会編1982)が刊行された。この本の編集委員、執筆者、協力者は、朝日訴訟ほかの戦後の社会福祉運動を支援した労働組合や社会福祉運動体の関係者、そして研究者らによって構成されている。高野史郎は第6章「低所得者・貧困者の運動」の責任者の一人であった。この章では明治期から1970年代(オイルショック後の経済危機の時期)に至るまでの貧困問題の当事者運動が通史的に整理されており、守る会は、戦後のそうした運動の主要な担い手として、日患同盟、全日自労ともに紹介されている。また、高野自身は第6章第V節⁽⁸⁾を執筆し、オイルショック後の経済危機下における守る会の新しい運動のあり方を整理した。なお、本書の執筆陣のなかには当時の全生連事務局長の島田務も(執筆箇所は明示されていないが第6章第I～IV節のある部分だと思われる)登場する。

1980年代には岸勇が再び守る会をとりあげている。「生活保護「不正受給」事件と全生連運動(1)(2)(3)(4)」(岸1980, 1981, 1983, 1984)である。この連続論文は、生活保護行政の第二次適正化のもと頻発した守る会役員をターゲットにした「不正受給」事件後の守る会、とりわけ中央組織、全

生連の動きを第三次適正化（1981年～）直後の時期までフォローし、批判的に検討したものである。

「(1)」「(2)」では1964年から頻発した守る会役員をターゲットにした警視庁公安部主導の「不正受給」摘発の経緯と守る会の反応が描写されている。岸はとくに東京都中野区と足立区の守る会を舞台にした「中野・足立事件」（1970年）に着目し、それがマスメディアを巻き込んだ反共キャンペーンの一環であったと指摘する。この事件は、稼働所得ほかの収入を未申告のまま保護を利用していった守る会役員の摘発であったが、岸は、本稿第Ⅲ節でみた小川政亮と同様に、収入の未申告は生活保護基準が低劣であるがゆえに生じる必然的な出来事であるとし、刑事事件とすることに批判的である。

岸によれば事件直後、全生連は弾圧に断固抵抗の構えを示したが、日本共産党が中野や足立での事例を「社会的道理」にそむくもの、世論の支持や共感がえられないものであるため支持しないという態度を表明したことを境に、その構えは急速に弱まったという。岸は、日本共産党の態度表明を、1961年以降の党の議会主義の立場とその一定の成功（国会での議席数増）と関連づけて解釈している。また、岸は、弾圧へ強く抵抗しない全生連への守る会内部からの反発に対する、全生連と日本共産党の動きを整理した上で、当時の全生連は、「大衆の支持と共感が得られないような行動（いわゆる「不正受給」はこれにぞくする）は」「是認しない」（岸1981, p30）という考えにもとづき、これに従わない役員や会員を切り捨てる態度を日本共産党と共有していたとする。本稿第Ⅱ節では、第一適正化にもなう弾圧を前にした守る会の運動方針の穏健化に対する岸の批判的評価を紹介した。中野・足立事件をめぐる当時の全生連（と日本共産党）の上記のような態度についても、岸は辛辣に批評している。

「(3)」では1970年の全生連の新運動方針『全生連のあらたな前進のために』が検討されている。『全生連のあらたな前進のために』は、第Ⅲ節で参照した高野らによる共同研究では、守る会の自己変革の結晶として積極

的に評価されていたものである。対照的に岸は、第二次適正化による弾圧を受けた全生連運動の「日和見主義的偏向を、いわば決定的にした」「記念碑的な文書」（岸1983, p1）とみなしている。岸によれば、たとえば稼働能力のある者の生活保護獲得闘争について消極的である点など、新運動方針の背景には世論の支持や共感を得るためにという論理が貫かれているという。

「(4)」では『全生連のあらたな前進のために』が打ち出された後の守る会の動きが描写されている。岸によれば新運動方針の発表以降、戦闘性を弱めた守る会運動は停滞し、会員数も減少したという。しかし、会内部の活動家の批判や不満を反映して、1972年頃から再び戦闘性を取り戻し、全生連は1976年「くらしと健康の権利宣言」を発表する。岸はこの宣言を1970年以降の日和見主義的路線からの訣別点とみなした。1970年代末にかけて守る会は再び戦闘的な生活保護闘争をはじめ、会員数を増やしていった。ところが、生活保護行政の第三次適正化（1981年～）が始まる。岸は、第三次適正化に直面した全生連が、再び『全生連のあらたな前進のために』を参照しながら発言をし始めたことに注目し、懸念を表明しつつ筆をおいている。

本節の最後にやや間接的にではあるが、守る会に言及した江口英一の論文をあげておく。「自由労働組合＝全日自労の生成をめぐって」（江口1983）である。この論文で江口は、敗戦直後の混乱のなかで誕生した未組織労働者・失業者の労働組合、全日自労の組織化は一般の企業内組合とは異なり、生活保護、託児所、修学旅行費などを行政に要求することや様々な生活相談といった「世話役活動」が必要条件であったと述べた。その上で、労働省が1951年に刊行した『失業対策年鑑』に記録された失業者の組合による世話役活動の具体的事例として「生活を守る会」を紹介している。

V 90年代から現在

1990年代以降、社会福祉研究による守る会への言及の量は減少する。そ

ここで現在に至るまでのおよそ30年間についてまとめて追ってみたい。

まずは、1990年代前半に発表された河合克義による「都市における貧困・低所得層の生活と地域—横浜市鶴見生活と健康を守る会会員生活実態調査報告—（その1）（その2）」（河合克義1993, 1995）である。これは、鶴見生活と健康を守る会会員を対象にし、会員の生活実態と守る会活動・運動の性格を明らかにする目的で1990年から91年にかけて実施された調査の報告論文であり、会員の生活実態については、会員の属性の特徴（女性や中高年層が多いことなど）、会員の生活状況（低所得で、住宅問題を抱えている人が多いことなど）が明らかにされている。また、河合（克）は調査結果にもとづき、地域に埋もれている生活問題の相談にのり、問題解決をサポートする守る会の「世話やき活動」を、守る会という地域組織の機能の特徴的一側面であると指摘した。

2003年には真田是が監修したシリーズ「21世紀の社会福祉」の第二巻『社会福祉運動とはなにか』（浅井・小賀・真田2003）の第1部「社会福祉運動とはなにか」（第1章から4章まで。執筆はすべて真田による）に守る会が登場する。真田は1960年代以来、社会福祉運動に社会福祉制度の拡充と資本主義体制の変革を前進させる役割を与えた社会福祉理論、いわゆる運動論を主導していたが、本書でもまた守る会のような運動にそうした役割を与えている。守る会の名前が具体的に言及されるのは、真田の理論的枠組みをベースとしながら戦後日本の社会福祉運動の歴史を分析した章（第2章「社会福祉運動の戦後過程」）である。

なお、90年代に入ると運動論的な社会福祉研究者による守る会の評価に対する批判がみられるようになった。副田義也は著作『生活保護制度の社会史』（副田1995）において朝日訴訟をとりあげた。本書で副田は、1961年の生活保護基準の大幅な引き上げの政策形成過程をふりかえりつつ、守る会ほかに支えられた朝日訴訟運動の結果（第一審勝訴判決）のみが基準引き上げをもたらしたとする運動論的な立場の研究者の見解について「運動論者がみる白昼夢でしかない」（副田1995, p149）と評している。

2010年代にはこれまでにみられなかった守る会の評価も登場する。まずは、中嶋陽子「京都市における「生活と健康を守る会」の活動と「援助技術」」（中嶋2012）である。中嶋は2010年から2011年にかけて京都の守る会を調査し、日常的な相談や交流活動のなかに、当事者が主体となったソーシャルワーク的な営みを見出している。これは、本稿でこれまで参照してきたもののなかで「世話役活動」「世話やき活動」と称されてきた活動に対する新たな評価といえよう。

次いで大倉沙江「日本の福祉国家再編期における福祉団体の活動とその戦略に関する研究：障害者福祉施策・母子福祉施策・生活保護制度の政策過程を事例として」（大倉2016）がある。この論文で大倉は2000年代以降の日本の社会福祉制度改革について、社会運動体がどのように影響を与えたのか、社会運動論の理論的枠組みをベースにしつつ論じている。2000年代の具体的な制度改革の事例としては、児童扶養手当見直し、生活保護制度の母子加算・老齢加算の廃止と復活（復活は母子加算のみ）、障害者自立支援法から障害者総合支援法への過程がとりあげられ、守る会は母子加算・老齢加算をめぐる運動体の一つとして言及されている。本稿でこれまで参照してきたものの多くは、守る会のような運動を資本主義体制の変革に関連づけて解釈していたが、大倉の上記論文はそのような見方を共有していない。

VI まとめにかえて

本稿では1960年代から現在に至るまで主に社会福祉研究者らによって「語られてきた」守る会の姿を整理してきた。

この作業からは、まずは守る会の歴史が浮き彫りになる。本稿の目的は守る会の歴史を明らかにすることではないので、いわば「副産物」であり、またそれは歴史の全体像ではない。あくまでも社会福祉研究者が描いてきたものに過ぎないし、加えて今回の筆者による資料収集には遺漏もあると思われるからである。ただ、そのような歴史の断片をつなぎ合わせた

ものからは、守る会は長らく日本共産党ほかによる政治運動とそれに対峙する政権の狭間にあったことがみえてくる点が興味深い。社会福祉研究者らの守る会の言及の多くも、特に1980年代までは、その政治的対立の枠組みを前提にしていたからである。

たとえば、貧困問題の当事者運動としての守る会に社会福祉理論上の重要な役割を与えてきた、真田是は1960年代から一貫して資本主義体制の変革への道筋にこの運動を位置付けていた。また、社会福祉の本質をめぐる論争において真田と対立関係にあった孝橋正一も、貧困問題の当事者運動の成果を「社会主義実現のために利用できる」と述べている。貧困問題の当事者運動は1980年代頃まではマルクス主義的社会科学の展望のなかに位置づけられることが多かったわけである。

1990年代以降、守る会への言及は減り、マルクス主義的社会科学の展望のなかでの位置づけも一般的ではなくなった。運動論的な立場の研究者による守る会ほかの社会福祉運動への評価を「白昼夢」と評する論者もあらわれている。とはいえ、守る会の運動や活動を、社会主義実現ではないにせよ何某かの目的（結果）に結び付け、目的達成の手段、あるいは結果に対する因としてとらえる姿勢は未だ優勢である。守る会の活動にソーシャルワーク的な営みを見出すことは、効果的な対人援助の手段とみなしているといえるし、その運動が社会福祉制度改革に与えた影響を論ずることは、政策形成過程のアウトプットの因とみなしているといえるからである。

尤も、社会主義実現、社会福祉制度の変化、効果的な対人援助など目的（結果）はなんであれ、その手段や要因に守る会を位置付けることは、それ自体間違っているわけではないし社会福祉研究にとってありうべき見方だと思う。ただ、本稿でみてきたように、そのような守る会の見方あるいは語り方が優勢であったことは、貧困問題の当事者運動に対する社会福祉研究からのアプローチのある種の「偏り」として指摘しておく必要がある。というのは、研究対象としての貧困問題の当事者運動は、多様な観点でより豊かに語ることはできるはずだからである。

たとえば、第V節で紹介した1990年初頭の河合克義による横浜市鶴見の守る会の会員調査の報告のなかでは、会員の定着率の低さ、すなわち入会後短期間でやめる会員が多いことが指摘されている（河合克義1995, p51）。この事実は、運動の発展や運動の目的実現のために克服すべき課題とみなすこともできる。しかし、一人ひとりの当事者の思いや行動に焦点をあてると、それとは異なる論じ方ができるのではないか。

また、第II節と第IV節でとりあげた岸勇の論文では、全生連の方針に反抗する守る会の人々が登場する。岸は、こうした人々の声に耳を傾けない、場合によっては排除する全生連のあり方を批判した。一方で、高野史郎らは当時の全生連のあり方を運動強化のための自己変革と積極的に評価していた。筆者は、どちらかの評価に与するつもりはないのだが、岸や高野らの研究は、各地域の守る会、全生連、左派政治運動にかかわった人々の思いは（当然のことだが）一枚岩ではなかったことを示していることに興味を持っている。守る会運動にかかわる人々の多様性について、岸も、高野らもあまり関心を払ってはいない⁹⁾。こうした姿勢は、第III節でとりあげた『月刊自由民主』記事の書き手も同様であろう。守る会運動にかかわった・かかわる人々の様々な思い、あるいは行動をあらためてとりあげ吟味することも必要なのではないだろうか。

注

- (1) 「貧困者」「生活困窮者」「低所得者」は全生連が発信する文書等からの転記であるが、近年は「貧困者」という言葉はあまり見受けられない。
- (2) 全生連が正式に全国各地の守る会の「連合会」として設立されたのは1958年であり、1954年は全国の守る会の人々が集まる会議（「生活と健康を守る会全国連絡会議」）の第一回目の開催年である。全生連編纂の50周年誌ではこの第一回全国連絡会議が全生連の実質的な創立年とされている（「全生連運動の50年」編集委員会2004, p25）。

- (3) 全生連Webサイトに掲載されている「全生連の目的」(<http://www.zenseiren.net/zenseiren/mokuteki/mokuteki.html#01>) から引用した。
- (4) この会員数は「生活と健康を守る新聞」(第2482号/2022年1月16日付)の全生連第43回全国大会(2021年12月開催)の報告記事から転載した。
- (5) 念のために断っておくが、守る会(全生連や各地域の守る会)と日本共産党はまったくの別組織である。また、注3で参照した全生連Webサイトにある「全生連の目的」には「生活と健康を守る会は、政党や宗教、考え方のちがいにかかわりなく、一致する要求で手をつなぎます」とある。守る会と日本共産党は、スタッフが重複している、活動において連携や交流があるといったことは確かだとしても、一心同体とみなすのは誤りであろう。
- (6) 河合幸尾は守る会運動史についての数少ない先行研究として、岸の「(覚え書)Ⅰ」「(覚え書)Ⅱ」をとりあげ、「前者はまだ誤りや不十分な点を残していると考えられ、後者は1955年までの動きにとどまり、以後中断されている」(河合幸尾1978, p143)と述べた。なお、その理由は分からないが、1978年の時点では参照可能だったと思われる「(覚え書)3」にかんしては、河合(幸)は先行研究として言及していない。
- (7) 「運動のための調査」は守る会特有のものではなく、戦後の日本の労働運動や社会福祉運動においてはしばしば実施されている。高野は、全生連第2回生計費調査は総評による生活保護世帯実態調査(1960年)や社会保障研究会低所得・失業部会の失対労働者世帯・生活保護世帯実態調査(1973年)などの流れを受け継ぎ、実施された調査であると述べている(高野1980, p132)。なお、全生連は、第2回生計費調査の前に、第1回生計費・家計簿調査を実施している。この第1回調査を全生連からの委託を受け企画し、結果の集計と分析を担ったのも高野史郎である(河合克義1988)。
- (8) 高野の執筆箇所は、第V節4項「日患同盟を中心とする患者運動」を

のぞく第V節のすべてである。

- (9) 少なくとも岸は全生連の方針に従わず抵抗する守る会の人々をとりあげていたので、多様性にまったく関心がなかったという言い過ぎかもしれない。ただし、岸の関心は全生連の役員や彼らに従う人々と全生連の方針へ抵抗した人々におかれている。当時の守る会には、当然、全生連の方針に対する「賛同者」と「抵抗者」の二種類しかいなかったわけではないだろう。

参考・引用文献等

浅井春夫・小賀久・真田是（編著），2003，『講座21世紀の社会福祉② 社会福祉運動とはなにか』，かもがわ出版。

江口英一，1983，「自由労働組合＝全日自労の生成をめぐって」黒川俊雄・佐野稔・西村裕通（編著）『大友福夫先生還暦記念論文集 第1巻 労働組合運動の現代的課題』，未来社，pp.293-316。

月刊自由民主編集部，1976，「現代の虚像・民主的大衆団体(8) 日共の有力“野戦師団”・全生連－全国生活と健康を守る会連合会（略称・全生連）の実態－」『月刊自由民主』，(249)，pp.224-230。

一番ヶ瀬康子・真田是（編著），1968，『社会福祉論』，有斐閣。

籠山京・江口英一，1974，『社会福祉選書② 社会福祉論』，光生館。

河合克義，1977，「初期全生連運動史“資料”(1)」『明治学院論叢』，(263)，pp.119-146。

———，1988，「要求運動のための実態研究－高野先生を偲んで－」『明治学院論叢』(429・430)，pp.62-64。

———，1993，「都市における貧困・低所得層の生活と地域（その1）－横浜市鶴見生活と健康を守る会会員生活実態調査報告書－」『明治学院大学社会学部附属研究所 研究所年報』，(23)，pp.1-26。

———，1995，「都市における貧困・低所得層の生活と地域（その2）－横浜市鶴見生活と健康を守る会会員生活実態調査報告書－」『明治学院

- 大学社会学部附属研究所 研究所年報』, (25), pp.49-84.
- 河合幸尾, 1978, 「戦後日本における貧困者運動の展開—全生連運動に関するノート—」『広島女子大学文学部紀要』, (13), pp.133-144.
- 岸勇, 1963, 「生活保護闘争の発展 (覚え書) I」『日本福祉大学紀要』, (7), pp.37-42.
- , 1965, 「生活保護闘争の発展 (覚え書) II」『日本福祉大学紀要』, (8), pp.1-8.
- , 1966, 「生活保護闘争の発展 (覚え書) 3—全生連の運動を中心として—」『日本福祉大学紀要』, (10), pp.163-177.
- , 1980, 「生活保護「不正受給」事件」と全生連運動(1)—「中野・足立事件」を中心として—」『九州社会福祉研究』, (5), pp.1-7.
- , 1981, 「生活保護「不正受給」事件」と全生連運動(2)—「中野・足立事件」を中心として—」『九州社会福祉研究』, (6), pp.26-30.
- , 1983, 「生活保護「不正受給」事件と全生連運動(3)」『社会学部論叢』, (17), pp.1-12.
- , 1984, 「生活保護「不正受給」事件と全生連運動(4)」『社会学部論叢』, (18), pp.19-27.
- 孝橋正一, 1977, 『現代資本主義と社会事業—社会事業の基本問題・第3部—』, ミネルヴァ書房.
- Lister, Ruth, 2010, *Understanding Theories and Concepts in Social Policy*, The Polity Press.
- 中嶋陽子, 2012, 「京都市における「生活と健康を守る会」の活動と「援助技術」」『ホームレスと社会』, (5), pp.114-119.
- 小川政亮, 1963, 「社会保障の権利定着化の問題」『法社会学』, 1963(14), pp.71-113.
- , 1964, 『権利としての社会保障』, 勁草書房.
- , 1970, 「保護受給者に対する刑事弾圧—「福祉国家」への接近—」仁井田陸博士追悼論文集編集委員会『仁井田陸博士追悼論文集 第3巻

- 日本法とアジア』, 勁草書房, pp.399-436.
- 大倉沙江, 2016, 「日本の福祉国家再編期における福祉団体の活動とその戦略に関する研究: 障害者福祉施策・母子福祉施策・生活保護制度の政策過程を事例として」 博士学位論文 (筑波大学), <https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/records/39081#.Yd5wX9HP1D8>
- 大友信勝, 2000, 『公的扶助の展開－公的扶助研究運動と生活保護行政の歩み－』, 旬報社.
- 社会保障運動史編集委員会, 1982, 『社会保障運動全史』, 労働旬報社.
- 島田務, 1985, 「全生連運動の30年と当面の課題」『前衛』, (517), pp.209-220.
- 白沢久一, 1967, 「被扶助者の権利と自立の助長」『法社会学』, 1967(19), pp.25-39.
- 総合社会福祉研究所, 2012, 『真田是著作集 第3巻 社会福祉論』, 福祉のひろば.
- 副田義也, 1995, 『生活保護制度の社会史』, 東京大学出版会
- 高野史郎, 1979, 「全生連運動－貧困者の民主主義運動の原型として－」小倉襄二・真田是 (編著) 『選書 現代の生活と社会保障 貧困・生活不安と社会保障』, 法律文化社, pp.227-245.
- , 1980, 「低所得世帯の家計の実態と問題点－全生連第2回生計費調査結果の分析から－」『明治学院論叢』, (285・286), pp.131-204.
- 全生連運動史編さん委員会, 1985, 『全生連運動の30年－人間の尊厳をかけた生存権運動のあゆみ－』, 全国生活と健康を守る会連合会
- 「全生連運動の50年」編集委員会, 2004, 『全生連運動の50年－21世紀に羽ばたく憲法を暮らしと平和に生かした生存権運動のあゆみ』, 全国生活と健康を守る会連合会.